交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分基準

令和8年11月9日改正

原因＼損害の程度	人的損害 死亡	人的損害 重傷（30日以上）	人的損害 軽傷	物的損害	無損
飲酒運転 ・酒酔い運転 ・酒気帯び運転	免職	免職	免職	免職	免職又は停職
ほう助・同乗	免職又は停職	免職又は停職	免職又は停職	免職又は停職	停職又は減給
悪質な交通法規違反 ・著しい速度超過（時速50km超以上） ・無免許運転 ・共同危険行為	免職又は停職	免職又は停職	免職 停職又は減給	停職 減給又は戒告	停職 減給又は戒告
同乗	免職 停職又は減給	免職 停職又は減給	停職 又は減給	減給 又は戒告	減給 又は戒告
事故後の救護を怠る等の措置義務違反	免職	免職	免職 又は停職	停職 又は減給	—
同乗	免職 又は停職	免職 又は停職	免職 停職又は減給	停職 減給又は戒告	—
飲酒運転以外の交通事故 交通法規違反（上記以外の法規違反）	免職 停職又は減給	免職 停職又は減給	減給 又は戒告	戒告 又は（訓告）	（注意）
事故後の救護を怠る等の措置義務違反	免職 又は停職	免職 又は停職	停職 又は減給	減給 又は戒告	—
同乗	免職 停職又は減給	免職 停職又は減給	減給 又は戒告	戒告 又は（訓告）	—

※ 1　処分を行うに際しては、過失の程度、職責、過去の違法行為、日常の勤務態度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

2　訓告及び注意は、文書又は口頭による。

3　自転車についても同様とする。